

人材紹介手数料返戻金規定

（目的）

第1条 本規定は、株式会社 social issue solutions（以下「当社」という）が提供する有料職業紹介サービスにおいて、当社が紹介した求職者（以下「紹介人材」という）が求人企業に入社後、早期に退職した場合における紹介手数料の返戻（以下「返戻金制度」という）に関する基準を定めるものである。

（適用条件）

第2条 紹介人材が、入社日から6ヶ月未満の期間内に、自己都合を理由として退職した場合、または本人の責に帰すべき事由により解雇された場合、当社は求人企業に対し、受領済みの紹介手数料から次条に定める割合の金額を返戻するものとする。ただし、求人企業の責に帰すべき事由（労働条件の相違、ハラスメント等）による退職の場合は、本制度の適用外とする。

（返戻金の割合）

第3条 紹介人材の在籍期間に応じた紹介手数料の返戻率は以下の通りとする。

紹介人材の在籍期間	返戻率
1週間未満	100%
1週間以上 1ヵ月未満	50%
1ヶ月以上 3か月未満	30%
3か月以上 6ヶ月未満	10%
6ヶ月以上	0%

（返戻手続き）

第4条

- 求人企業は、第2条に定める返戻事由が発生した場合、紹介人材の退職日から1ヶ月以内に、当社に対して書面または電子メール等により通知するものとする。
- 当社は、求人企業からの通知および事実確認の後、翌月末日までに該当する返戻金を求人企業の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は当社の負担とする。

（附則）

本規定は、2026年〇月〇日以降に求人企業に入社した紹介人材に対して適用する。